

固定資産課税台帳の閲覧・固定資産価格等縦覧帳簿の縦覧

4月3日(月)から、令和5年度の課税内容を確認できます。縦覧は5月1日(月)まで

固定資産課税台帳の閲覧

令和5年度の課税内容を確認できます。4月3日(月)～5月1日(月)は無料で固定資産課税台帳を交付します。

時 4月3日(月)～ 8時30分～17時15分

※土・日、祝日、年末年始を除く

所 市役所1階 税務課資産税係

対 ①固定資産の所有者とその同一世帯の親族
②納税管理人 ③所有者からの委任状がある人
④相続人 ⑤借地・借家人（対価を支払っている人に限る）

内 所有しているか借地・借家している固定資産の課税台帳の閲覧

費 1名義につき300円

※①～④の人は、5月1日(月)まで無料です。

持 ①～⑤▶運転免許証などの身分証明書

③▶法人の委任状は、社印のあるもの

④▶除籍の謄本など相続が分かるもの

⑤▶賃貸契約書か対価の領収書

固定資産価格等縦覧帳簿の縦覧

他の土地や家屋の価格と比較し、所有する土地や家屋の価格が適正であることを確認できます。

時 4月3日(月)～5月1日(月) 8時30分～17時15分

※土・日を除く

所 市役所1階 税務課資産税係

対 ①固定資産（土地または家屋）の所有者とその同一世帯の親族 ②納税管理人 ③所有者からの委任状がある人 ④相続人

内 ●土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）の縦覧

●家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

※自己の所有する資産と同じ種類に限ります。

持 ①～④▶運転免許証などの身分証明書

③▶法人の委任状は、社印のあるもの

④▶除籍の謄本など相続が分かるもの

☎ 税務課資産税係 995-1809

下水道供用開始区域拡大

3月31日(金)から岩波・佐野・平松・二ツ屋の一部の供用区域が広がります

3月31日(金)から、岩波・佐野・平松・二ツ屋の一部で、公共下水道を使用できるようになります。

下水道への接続工事は6カ月以内に

公共下水道を使用できる区域に該当する人は、使用開始の日（3月31日）から6カ月以内に、市が指定した排水設備指定工事店に依頼し、排水設備接続工事を行ってください。市指定の排水設備指定工事店は、市公式ウェブサイトを確認するか上下水道工務課へ問い合わせてください。

☎ 上下水道工務課 995-1835

公共下水道の使用量は水道使用量に応じて決定

下水道の使用料がかかるのは、排水設備工事が完了し、実際に下水道の使用を開始してからです。使用した水道の量を汚水の量として、公共下水道の使用料を決定します。

☎ 上下水道経営課 995-1836

